仕 様 書

１．　物品名　　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）

２．納入場所　　紀北町内　私立保育園５園（ひがし、三浦、ふらここ、こひつじ、上里保育園）

３．納入期限　　平成２４年　３月３０日まで

４．品名および台数

（１）　品名　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）

（２）　台数　５台

（３）　付属品　本体に付属する装置等は、次のとおりとする。（1 台につき）

①キャリングケース	１台	②バッテリー	１個
③成人用電極パッド	１組	④小児用電極パッド	１組
⑤ＡＥＤ設置表示シール	１枚	⑥取扱説明書（日本語）	１部
⑦ＡＥＤ設置表示シール取り付け	１式		

５．条件

（１）　AED 本体が乳児を含めた未就学時（小児）への使用を認可された機種である事。

（２）　機器本体及び使用するパッドは医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。

（３）　新品であること。

（４）　バッテリーは乾電池方式で作動し、バッテリーの寿命はAED に装着したスタンバイ状態でおおむね4年以上、ショック回数換算で140回以上に相当するものであること。(※充電式バッテリーは不可とする)

（５）　通電波形は、二相波形式であること。

（６）　『わが国のあたらしい救急蘇生ガイドライン２０１０』に適合する機器で、ＡＥＤ本体に日本語による音声ガイダンス機能を搭載していること。

（７）　バッテリー等、毎日セルフテストを行う機能があること。

（８）　人体にパッドがしっかり貼られていない時には音声等で知らせる機能があること。

（９）　予備の成人用電極や小児用電極に変更する場合は容易に交換ができること。

（１０）　保証期間はAED 本体の納入後５年以上であること。通常使用で本体が故障した場合には本体を入替交換することで迅速な修理対応とすること。ただし、消耗品の電極やバッテリーなどの消耗品は除く。また、保障期間経過後であっても修繕やアフターサービス等について誠意をもって行うこと。

（１１）　小型軽量、携帯可能であること。

（１２）　納入期限までに、各施設職員等に対し、応急手当普及員の資格を持つ者により、心肺蘇生法の流れで機器の操作説明会を１回以上実施すること。

６．その他

（１）搬入搬出　　搬入搬出の日時等については、設置場所の担当職員の指示によることとする。また搬入搬出に係る費用及び調整に要する一切の経費等は落札業者負担とする。

（２）設置取付　　設置取付に要する一切の経費等は落札業者負担とする。

（３）回収処理料　納入時に不要となる関連機器等を適切に収集運搬、廃棄すること。その処理費用等に要する一切の経費等は落札業者負担とする。